

議長ノート第3部、附則A「ベースライン」案文

豪州、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、
ノルウェー、ロシア連邦、ウクライナ、米国の提案

2000年1月31日

総則

1. CDMに関して考慮されるベースラインには、プロジェクト別 (project-specific) とマルチプロジェクト (multi-project) のベースラインの双方が含まれる。
2. プロジェクト別ベースライン (a project-specific baseline) は、特定の事業活動がない場合に生ずるものを表す特定の参照ケース (reference case) の排出量 (emissions) 及び / 又は除去量 (removals) を定めたものである。ある事業活動から生じた排出量及び / 又は除去量をプロジェクト別ベースラインと比較することにより、その事業活動から生じた純 (net) 排出量又は除去量が算定される。
3. マルチプロジェクト・ベースライン (a multi-project baseline) は、特定の地理的領域 (geographic area) におけるあるセクター又は発生源のカテゴリーに関する (排出量及び / 又は除去量に基づく) 性能基準 (performance standard) を定めたものである。同一のセクター又は発生源のカテゴリー及び同一地理的領域内の事業活動から生じた排出量及び / 又は除去量をマルチプロジェクト・ベースラインと比較することにより、その事業活動から生じた純排出量又は除去量が算定される。
4. 事業活動に関するベースラインは、特定の事業活動における京都議定書の対象となった関連するすべてのガスを取り上げなければならない。事業参加者は、Dec.2/CP.3で定義され又は適宜第5条に従ってその後改定された地球温暖化係数 (GWPs) を用いたCO₂換算値で表された温室効果ガスの合計排出量及び / 又は除去量を報告する。

ベースラインの認定 (approval)

5. 事業参加者は、付則Bに従い、登録過程の一環として運営組織 (operational entity) にプロジェクト別又はマルチプロジェクトのベースラインを提出する。

6. その種で最初の(first-of-a-kind)¹算定方法を用いてプロジェクト別・ベースラインの提案する場合には、この付則に含まれ、更に適宜COP/moPにより詳細な検討がなされたガイダンスに基づき、理事会(Executive Board)による認定を受けるものとする。理事会は、認定されたプロジェクト別・ベースラインの算定方法を一般に閲覧可能なものとする。
7. プロジェクト別・ベースラインでの算定方法(methodologies)には、以下の要素を盛り込まなければならない²。
 - a. 過去のデータセット及び/又は将来の傾向に関する見通し
 - b. 参照ケースとして用いた特定の地理的領域(例:国内地域(sub-national)、全国(national)、複数国からなる地域的グループ、全世界など)
 - c. CDM事業活動の有効期間(lifetime)(すなわち、CERが生じる期間)
 - d. ベースラインは静的(static)か動的(dynamic)か(すなわち、ベースラインが傾向を反映するよう企図したものか、あるいは時間の経過により調整(adjusted)されるか)
 - e. 必要に応じ、ベースラインの更新と修正を行う間隔
 - f. 潜在的なシステム・バウンダリーの問題をベースラインにどう取り込むか
 - g. ベースラインに影響する可能性がある仮定を特定し、完全に透明にするために十分な情報
8. ある事業活動についてプロジェクト別・ベースラインが提出された場合、運営組織は提案されたプロジェクト別・ベースラインが第7項の要素を含むかどうかを確認する。提案されたベースラインが第7項の要素を含まない場合、運営組織はその旨を事業参加者に通知する。
9. 提案されたベースラインが第7項の要素を含んでいる場合、運営組織は提案されたベースラインが理事会により認定されたプロジェクト別・ベースラインの算定方法に当てはまるかどうか、その算定方法が正しく適応されているかどうかを決定する。もしもそうであれば、運営組織は付則Bに基づき当該事業活動の登録の目的でそのベースラインを認定する。
10. 提案されたベースラインが第7項の要素を含むものの、認定されたプロジェクト別・

¹ 「その種で最初の」は、その特定地理領域内の当該セクター又は排出源カテゴリーに、それ以前にプロジェクト別・ベースラインが確定されていないことを意味する。

² 今後の提出物で、決定の基準(criteria)とプロジェクト別・ベースラインに含まれる要素に関して、より詳細を論ずる。

ベースラインの算定方法に当てはまらない場合、運営組織は提案されたベースラインを検討のため理事会に送る。理事会はプロジェクト別・ベースラインの算定方法を認定した場合にはその旨運営組織に通知し、運営組織は当該事業活動の付則Bに基づく登録のためにそのベースラインを認定する。運営組織は、そのベースラインが当該事業活動の状況に当てはまらないと判断した場合、その旨事業参加者に通知する。

11. その種で最初の(first-of-a-kind)³算定方法を用いてマルチプロジェクト・ベースラインの提案する場合には、この付則に含まれ、更に適宜COP/moPにより詳細な検討がなされたガイダンスに基づき、理事会による認定を受けるものとする。理事会は、認定されたマルチプロジェクト・ベースラインの算定方法を一般に閲覧可能なものとする。
12. マルチプロジェクト・ベースラインは、ホスト締約国、事業参加者、もしくは当該ホスト締約国の承認を受けた他の主体が提案できる。
13. マルチプロジェクト・ベースラインに関する提案には、以下の要素を盛り込むものとする⁴。
 - a. 集計(aggreatation)のレベル(セクターごと、サブセクターごと、技術ごとなど)
 - b. 過去のデータセット及び/又は将来の傾向に関する見通し
 - c. ベースラインがカバーする特定の地理的領域(例:国内地域(sub-national)、全国(national)、複数国からなる地域的グループ、全世界など)
 - d. ベースラインは静的か動的か(つまり、ベースラインが傾向を反映するよう意図したものか、あるいは時の経過につれて調整されるか)
 - e. 必要に応じ、ベースラインの更新と修正を行う間隔
 - f. 潜在的なシステム・バウンダリー問題をベースラインにどう取り込むか
 - g. ベースラインに影響する可能性がある仮定を特定し、完全に透明にするための十分な情報
14. 事業活動が行われる特定の地理的領域内の特定のプロジェクト・カテゴリーに関し、理事会が認定したマルチプロジェクト・ベースラインが存在する場合、第16項に定める場合を除き、事業参加者による提出物において、この認定されたマルチプロ

³ 「その種で最初の」は、その特定地理領域内の当該セクター又は排出源カテゴリーに、それ以前にマルチプロジェクト・ベースラインが確定されていないことを意味する。

⁴ 今後の提出物で、決定の基準(criteria)とマルチプロジェクト・ベースラインに含まれる要素に関して、より詳細を論ずる。

ジェクト・ベースラインを使用するものとする。

15. 理事会が認定したマルチプロジェクト・ベースラインが、特定の事業活動に関して事業参加者から提出された時、運営組織はそのベースラインを検討し、マルチプロジェクト・ベースラインが事業活動の状況に即していることを確認するものとする。運営組織は、ベースラインが事業活動の状況に当てはまると判断した場合、事業活動の付則Bに基づく登録のためにそのベースラインを認定する。運営組織は、ベースラインがその事業活動の状況に当てはまらないと判断した場合、その旨を事業参加者に通知する。
16. 事業参加者は、認定されたマルチプロジェクト・ベースラインが存在するカテゴリでのプロジェクトにおいて、そうしたベースラインを使用しないことを選択できるが、その場合、代替するベースラインの使用を支持する十分な情報を提供しなければならない。本項に基づき提出されるプロジェクト別・ベースラインは、上の第6～10項と同様に扱われる。

その他の規定

17. 理事会は、ベースラインの算定方法の開発及び/又は認定に関する活動において、理事会を補助するための適切な機能を果たす外部の機関又は主体を利用することができる。
18. 理事会は、ベースラインの開発のための方法を改善する過程を確立する。